

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月25日（平成27年（行個）諮問第205号）

答申日：平成30年2月26日（平成29年度（行個）答申第192号）

事件名：本人に対する労災補償給付の不支給決定に関する調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「審査請求人に対する、2015年特定月日付特定労働基準監督署による労災休業補償不支給決定にかかわる調査結果復命書および添付書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年8月7日付け石労発0807第2号により石川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

請求人の石綿ばくろに係る調査官の判断部分、石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票など、黒塗りが甚だ多い。別件の同種事案では、調査票に黒塗りはなく、被災者に係る事業者の報告書類も、印影などを除きすべて開示されており、労働局の地域格差が明らかである。

##### （2）意見書1

「石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票」について、不開示が維持されているが、特に調査官意見をはじめ、行政処分の理由にあたるものである。行政処分をしたのに、その理由をつまびらかにしないのは不当である。

まして私は行政処分について審査請求をしており、これでは審査請求の意味が無い。

さらに再審査請求においては、事件プリントにおいて本件情報はすべ

て開示されることが予定されている。審査請求において、再審査請求と同様の権利が与えられないのも不当である。

### (3) 意見書2

「石綿による療病の業務上外の認定のための調査票」「資料」について、不開示が維持されており、不当です。

私に対する「不支給決定」に対して大きな疑問を抱き審査請求をしました。そのことにより石川労働局労災補償保険審査官がやはり、この行政処分に疑問をもち、厚生労働省に相談したことから追加調査が行われ、「不支給決定」が変更されたと聞いています。

このことは、私にとって見過ごすことのできない重要な出来事です。現在、特定労働基準監督署・石川労働局に対して説明を求めています。当時の担当者との面会がかなわないこともあり、詳細が明らかになっていません。

特に、「不支給決定」の理由が知りたいのに、調査結果復命書の不開示部分が、あまりにも多く理解できません。このような行政処分をしたのに、その理由をつまびらかにしないのは不当です。

さらに再審査請求においては、事件プリントにおいて本件情報は全て開示されることが予定されています。このような不誠実な行政処分をした事実を認め、請求人の利益をもっとも優先し、再審査請求と同様の権利を与えるべきと考えます。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 理由説明書

#### (1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は、平成27年6月13日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求人に対する、2015年特定月日付け特定労働基準監督署による労災休業補償不支給決定にかかわる調査結果復命書および添付書類」に係る開示請求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成27年8月7日付け石労発0807第2号により原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成27年9月29日付け（同年10月1日受付）で審査請求を提起したものである。

#### (2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報、審査請求人に対する2015年特定月日付け特定労働基準監督署による労災休業補償不支給決定にかかわる調査結果復命書および添付書類一式である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、19の②、20の②、22の②、24及び31の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1、7、8、10の①、11、22の①、23の①、30及び32の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

- a 別表に記載した情報のうち、文書番号2の①、4、10の②、18、22の③、23の②及び32の②不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、19の①、20の①、21及び32の①の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合に

は、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条第3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 7, 8, 10の①, 11, 22の①, 23の①, 30及び32の①の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示とした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書の不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②, 12の①, 13の①, 14の①, 15の①, 16の①, 17の①, 19の①, 20の①及び21の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記(イ) bで既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示すること

により労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### (4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、法14条2号、3号イ及び7号柱書に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 2 補充理由説明書

法42条の規定に基づき、平成27年12月25日付け厚生労働省発基1225第4号により諮問した平成27年（行個）諮問第205号に係る諮問書理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書の別表について、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

##### (1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下の下線のとおり修正する。

##### ア 法14条2号の不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号2の②、7の①、⑧の①、10の①、11の①、12の②、13の②、14の②、15の②、16の②、17の②、19の②、20の②、21の②、22の②、24及び31の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、7の②、8の②、10の③、11の②、22の①、23の①、30及び32の①の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であ

る。

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号12の③、13の③、14の③、15の③、19の③、20の③及び32の②の不開示部分は、特定事業場の印影である。これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号1の②、2の①、4、10の②、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18、19の①、20の①、21の①、22の③、23の②及び32の①の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場等が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることや当該事業場等の内部情報が明らかになることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号柱書きの不開示情報

(ア) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①、2の②、7の②、8の②、10の③、11の②、22の①、23の①、30及び32の①の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②、2の①、4、10の②、12の①、13の①、14の①、15の①、16の①、17の①、18、19の①、20の①、21の①、22の③及び23の②の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていな内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは、上記イ(イ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり修正する。

文書番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 (法14条 該当号)		
			2号	3号イ	7号柱書き
1	石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票	①6頁口②(口)1行目1文字目ないし3行目6文字目、(ハ)1行目1文字目ないし3行目最終文字、4行目4文字目ないし6行目最終文字、7行目5文字目ないし8行目最終文字、9行目5文字目ないし11行目最終文字、7頁(二)1行目1文字目ないし4行目13文字目の記述の全て、9頁②1行目1文字目ないし34文字目、3行目10文字目ないし6行目14文字目、7行目4文字目ないし8行目11文字目、④3行目22文字目、23文字目	○		○

		② 4 頁「石綿ばく露の状況」欄の不開示部分、6 頁口①の 3 行目 1 3 文字目ないし 4 行目 1 1 文字目、5 行目 1 0 文字目ないし 6 行目 5 文字目、7 頁③の 2 行目 1 0 文字目ないし 3 行目 2 2 文字目、④の 6 行目 2 5 文字目ないし 7 行目 2 4 文字目、⑤の 2 行目 1 4 文字目ないし 3 9 文字目、(4) の 1 行目ないし 6 行目の不開示部分、8 頁②及び③の不開示部分、3 (2) イ 2 行目 2 2 文字目ないし 2 7 文字目、3 1 文字目ないし 3 行目 2 3 文字目、9 頁② 1 0 行目 5 文字目ないし 1 3 行目最終文字、9 頁③ 1 行目不開示部分、④ 3 行目 2 6 文字目ないし 3 0 文字目、ハの 2 行目 1 1 文字目ないし 4 1 文字目、ホの 2 行目 1 7 文字目ないし 2 8 文字目			○	○
2	資料一覧	①不開示部分全て（8 行目 1 7 文字目ないし 2 1 文字目及び②を除く）			○	○
		② 8 行目 1 3 文字目ないし 1 6 文字目、9 行目 1 0 文字目ないし 2 6 文字目、1 1 行目 4 文字目ないし 1 2 文字目及び 1 7 文字目ないし 2 3 文字目、1 2 行目 8 文字目ないし 1 6 文字目、1 3 行目 1 0 文字目ないし 2 1 文字目及び 3 5 行目 2 文字目ないし 1 0 文字目			○	○
4	雇用保険被保険者資格取得情報等	2 頁各種情報欄 1 行目 2 3 文字目ないし 3 5 文字目、6 行目 2 3 文字目ないし 3 5 文字目、3 頁ないし 6 頁の不開示部分			○	○
7	聴取書②	① 1 頁 2 行目 3 文字目ないし 2 0 文字目、3 行目 3 文字目、4 文字目、4 行目 3 文字目ないし 1 4 文字目、5 行目 7 文字目、9 文字目、1 1 文字目、1 4 文字目、1 5 文字目、6 行目 1 0 文字目ないし 1 4 文字目、3 頁 1 6 行目			○	
		② 1 頁 8 行目ないし 3 頁 1 5 行目（項番を除く）			○	○

8	電話録取書①	① 1頁2行目不開示部分, 2頁2行目不開示部分, 3頁2行目不開示部分, 4頁2行目不開示部分, 5頁2行目12文字目ないし3行目13文字目, 6頁2行目12文字目ないし3行目13文字目, 23文字目, 6行目5文字目, 7頁2行目12文字目ないし3行目13文字目, 23文字目ないし26文字目, 8頁2行目不開示部分, 9頁2行目不開示部分, 10頁2行目12文字目ないし3行目13文字目, 11頁2行目12文字目ないし30文字目, 12頁2行目12文字目ないし3行目13文字目	○		
		②不開示部分全て(上記①を除く)	○		○
10	聴取書③	①1頁2行目3文字目ないし17文字目, 3行目3文字目ないし12文字目, 4行目3文字目ないし15文字目, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 17文字目, 18文字目, 6行目11文字目ないし13文字目, 4頁2行目, 5頁3行目ないし6行目, 印影部分, 19頁不開示部分	○		
		②9頁不開示部分, 16頁不開示部分		○	○
		③1頁8行目ないし4頁1行目(項番を除く), 5頁7行目ないし8頁の不開示部分	○		○
11	聴取書④	①1頁2行目3文字目ないし21文字目, 3行目3文字目ないし16文字目, 4行目3文字目ないし6文字目及び8文字目ないし14文字目, 5行目7文字目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 16文字目, 17文字目, 6行目10文字目ないし25文字目, 6頁2行目12文字目ないし3行目7文字目	○		
		②1頁8行目ないし5頁6行目不開示部分, 6頁5行目ないし9行目不開示部分	○		○
12	事業場提出資料①	①1頁ないし3頁の不開示部分(2頁2行目ないし3行目, ③を除く。)		○	○

		② 4 頁, 5 頁担当者氏名の不開示部分	○		
		③ 1 頁法人印影部分		○	
1 3	事業場提出資料②	①不開示部分全て(②, ③を除く)		○	○
		② 5 頁個人名署名及び印影部分	○		
		③ 1 頁法人印影部分		○	
1 4	事業場提出資料③	①不開示部分全て(②, ③を除く)		○	○
		② 2 頁作成者氏名, 印影, 連絡先及び所属部署部分	○		
		③ 1 頁及び 2 頁法人及び事業主印影部分		○	
1 5	事業場提出資料④	①不開示部分全て(②, ③を除く)		○	○
		② 1 頁作成者氏名, 印影, 所属部署及び連絡先部分	○		
		③ 1 頁法人及び事業主印影部分		○	
1 6	事業場提出資料⑤	①不開示部分全て(②を除く)		○	○
		② 1 頁担当者所属情報, 職名, 氏名, 印影, 電話番号部分	○		
1 7	事業場提出資料⑥	①不開示部分全て(②を除く)		○	○
		② 1 頁作成者氏名, 印影, 所属部署及び連絡先部分	○		
1 8	事業場提出資料⑦	不開示部分全て		○	○
1 9	電話録取書②等	①不開示部分全て(②, ③を除く)		○	○
		② 1 頁 3 行目 3 1 文字目ないし 3 3 文字目, 2 頁 2 行目 2 8 文字目ないし 3 0 文字目, 3 頁作成者の所属部署, 連絡先, 氏名及び個人印影部分	○		
		③ 3 頁法人印影部分		○	
2 0	石綿に関する報告書	①不開示部分全て(②, ③を除く)		○	○
		② 1 頁作成者の所属部署, 個人氏名及び個人印影部分, 8 頁 2 行目 1 9 文字目ないし 2 5 文字目	○		
		③ 1 頁, 4 頁法人及び事業主印影部分		○	
2 1	電話録取書③	①不開示部分全て(②を除く)		○	○
		② 1 頁 4 行目ないし 7 行目の不開示箇所	○		

2 2	電話録取 書④	① 1 頁不開示部分（1 8 行目 1 5 文字目ないし 1 8 文字目，②及び③を除く）	○		○
		② 1 頁 3 行目 2 3 文字目ないし 2 5 文字目， 2 頁担当者氏名， 3， 4 頁 <u>第三者氏名</u> 及び印 影部分	○		
		③ 1 頁 2 行目 1 1 文字目ないし 1 7 文字目， 2 頁事業場名，郵便番号，住所，電話，F A X 番号， 3 頁事業場名，現場名，F A X 番 号， 4 頁事業場名，現場名，F A X 番号， 5 頁事業場名，F A X 番号， 6 頁不開示部分全 て		○	○
2 3	電話録取 書⑤	① 不開示部分全て（②を除く）	○		○
		② 1 頁 2 行目 1 1 文字目ないし 2 1 文字目		○	○
2 4	診断書等	1 頁 <u>医師署名</u> ，印影部分	○		
3 2	団体提出 資料等	① 5 頁 9 行目 1 文字目ないし 9 文字目， <u>1 0 行目</u> ないし 1 7 行目不開示部分， <u>6 頁 5 行目 ないし 1 1 行目</u> 不開示部分	○	○	○
		② 5 頁 <u>法人印影部分</u>		○	

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成 2 8 年 1 月 1 9 日 審議
- ④ 同年 2 月 3 日 審査請求人より意見書 1 を收受
- ⑤ 平成 2 9 年 1 0 月 1 1 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施，  
本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 平成 3 0 年 1 月 1 7 日 諮問庁より補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年 2 月 1 日 審査請求人より意見書 2 を收受
- ⑧ 同月 2 2 日 審議

#### 第 5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「審査請求人に対する，2 0 1 5 年特定月日付特定労働基準監督署による労災休業補償不支給決定にかかわる調査結果復命書および添付書類」に記録された保有個人情報であり，具体的には，別表の 1 欄に掲げる文書番号 1 ないし文書番号 3 7 に記録された保有個人

情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当し、不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

## 2 不開示情報該当性について

### (1) 別表の6欄に掲げる部分について

#### ア 通番3及び通番42について

通番3は、特定労働基準監督署に報告した審査請求人が以前勤務していた特定事業場の名称であるが、原処分で開示されている内容から、審査請求人が以前勤務した特定事業場及び当該特定事業場の関係者への調査があったことは審査請求人が推認できるものである。

また、通番42は、審査請求人が以前勤務していた特定事業場名、郵便番号、住所、電話番号及びFAX番号であり、いずれも審査請求人が知り得る情報である。

そのため、当該部分を開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番5について

当該部分は、特定事業場の求人票等で公開されている事業所番号であり、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、また、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ウ 通番32、通番35及び通番38について

当該部分は、審査請求人が以前勤務していた特定事業場名とその所在地、代表者名及び連絡先、審査請求人が当該事業場に勤務してい

た契約期間及び仕事内容、当該事業場の事業内容と建築物の構造、審査請求人の厚生年金保険の通知書における事業場欄の記載である。

当該部分は、原処分で開示されている内容から、審査請求人が以前勤務した特定事業場及び当該事業場の関係者への調査があったことは審査請求人が推認できるものであり、また、審査請求人が以前勤務していた特定事業場の契約期間や仕事内容、当該事業場の業務内容や建築物の状況、厚生年金の保険者として特定事業場が該当することは、審査請求人が知り得る情報であることから、これを開示しても、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、また、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### エ 通番40について

当該部分は、審査請求人が勤務していた特定事業場の雇用期間及び原処分で開示されている添付文書の名称であり、個人に関する情報であるとは認められず、また、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号及び7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### オ 通番45について

当該部分は、医師の署名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分で既に開示されている情報と同一の内容であり、同号ただし書イの慣行として審査請求人が知ることができる情報に該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

### (2) その余の部分について

#### ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番6, 通番8, 通番10, 通番13, 通番16, 通番19, 通番22, 通番25, 通番28, 通番30, 通番33, 通番36, 通番39及び通番41について

通番6, 通番8, 通番10及び通番13は、特定労働基準監督署の担当官から聴取された被聴取者の氏名, 署名, 印影, 職業, 生年月日, 電話番号, 聴取場所及び厚生年金の情報であり, 通番16, 通番19, 通番22, 通番25, 通番28, 通番30, 通番33,

通番 3 6 及び通番 4 1 は、特定労働基準監督署に報告書を提出した特定事業場の担当者の氏名、署名、印影、所属部署、役職名、電話番号及び特定労働基準監督署に電話録取を受けた者の氏名であり、通番 3 9 は、特定労働基準監督署の担当官と面談した者の氏名及び面談場所である。

当該部分は、いずれもそれぞれ一体として法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

部分開示について検討すると、個人の氏名、役職名、住所、生年月日、電話番号等は、個人識別部分であり、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。また、その余の部分である聴取場所、面談場所及び厚生年金の情報については、関係者にとって、当該個人を特定する手がかりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (イ) 通番 4 5 及び通番 4 7 について

当該部分は、医師の印影であり、法 1 4 条 2 号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法 1 4 条 2 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であり、法 1 5 条 2 項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 2 号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法 1 4 条 3 号イ該当性について

通番 1 7、通番 2 0、通番 2 3、通番 2 6、通番 3 4、通番 3 7、及び通番 4 9 は、特定事業場又は特定団体の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、それにふさわしい形状のものであると認められ、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当し、不開示とする

ことが妥当である。

ウ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番1, 通番7, 通番9, 通番12, 通番14, 通番40, 通番43及び通番46について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官が、審査請求人以外の個人から聴取した内容及び提出を受けた資料であり、これらを開示すると、被聴取者が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番4について

a 当該部分のうち、聴取書及び電話録取書の被聴取者並びに申立書を提出した提出者の氏名、役職名及び所属事業場名については、それぞれ一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、審査請求人が知り得る情報であると認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

部分開示について検討すると、個人の氏名及び役職名は、個人識別部分であり、法15条2項による部分開示の余地もない。また、その余の部分である所属事業場名については、関係者にとって、当該個人を特定する手がかりとなり得るものであることから、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その余の部分については、電話録取等による調査にかかる情報であり、労働基準監督署が行う労災認定に関する調査手法・内容が明らかとなる情報であると認められ、これを開示すると、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で

ある。

エ 法 1 4 条 3 号イ及び 7 号柱書き該当性について

(ア) 通番 2, 通番 1 5, 通番 3 2, 通番 3 5 及び通番 3 8 について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当官の求めに応じて提出された特定事業場の報告内容及び特定事業場から聴取した内容であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 3, 通番 1 8, 通番 2 1, 通番 2 4, 通番 2 7, 通番 2 9, 通番 3 1, 通番 4 2 及び通番 4 4 について

a 当該部分のうち、特定事業場の名称及び当該事業場における工事概要並びに当該事業場の所在地、連絡先及び代表者名については、これを開示すると当該事業場と審査請求人が勤務していた会社との一般に公にしている取引関係等が明らかになるとともに、当該事業場が石綿ばく露作業について特定労働基準監督署から確認を受けていたことが明らかになり、石綿ばく露作業を行っていたのではないかとの疑いがかかるなど当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b その他の部分については、特定事業場が特定労働基準監督署に行った報告内容に関する記載であり、上記 (ア) と同様の理由により、法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、同条 3 号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 5 について

当該部分は、特定事業場の雇用保険等に関する一般に公にしている内部情報であり、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 1 4 条 3 号イに該当し、同条 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 1 1 について

当該部分は、審査請求人以外の第三者が特定労働基準監督署に提

出した資料であり，上記ウ（ア）と同様の理由により，法14条7号柱書きに該当し，同条3号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

オ 法14条2号，3号イ及び7号柱書き該当性について

通番48は，審査請求人以外の第三者が特定労働基準監督署に提出した資料であり，上記ウ（ア）と同様の理由により，法14条7号柱書きに該当し，同条2号及び3号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない，又は法14条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の6欄に掲げる部分を除く部分は，同条2号，3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，別表の6欄に掲げる部分は，同条2号，3号イ及び7号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象 文書名	3 通 番	4 不開示を維持する部 分	5 不開示情報 (法14条該当 号)			6 開示すべ き部分
				2 号	3号 イ	7号 柱書 き	
1	石綿による疾病の業務上外の認定のための調査票	1	① 6 頁口② (口) 1 行目 1 文字目ないし 3 行目 6 文字目, (ハ) 1 行目 1 文字目ないし 3 行目 最終文字, 4 行目 4 文字目ないし 6 行目 最終文字, 7 行目 5 文字目ないし 8 行目 最終文字, 9 行目 5 文字目ないし 1 1 行目 最終文字, 7 頁 (二) 1 行目 1 文字目ないし 4 行目 1 3 文字目の記述の全て, 9 頁② 1 行目 1 文字目ないし 3 4 文字目, 3 行目 1 0 文字目ないし 6 行目 1 4 文字目, 7 行目 4 文字目ないし 8 行目 1 1 文字目, ④ 3 行目 2 2 文字目, 2 3 文字目	○		○	
		2	② 4 頁「石綿ばく露の状況」欄の不開示部分, 6 頁口①の 3 行目 1 3 文字目ないし 4 行目 1 1 文字目, 5 行目 1 0 文字目ないし 6 行目 5 文字目, 7 頁③の 2 行目 1 0 文字目ないし 3 行目 2 2 文字目,		○	○	

			④の6行目25文字目ないし7行目24文字目, ⑤の2行目14文字目ないし39文字目, (4)の1行目ないし6行目の不開示部分, 8頁②及び③の不開示部分, 3(2)イ2行目22文字目ないし27文字目, 31文字目ないし3行目23文字目, 9頁②10行目5文字目ないし13行目最終文字, 9頁③1行目不開示部分, ④3行目26文字目ないし30文字目, ハの2行目11文字目ないし41文字目, ホの2行目17文字目ないし28文字目				
			③4頁事業場名不開示部分及び備考欄の不開示部分, 5頁の不開示部分, 7頁⑤の表題部, 9頁②6行目15文字目, 8行目12文字目, 9頁④3行目24文字目ないし25文字目, ハの2行目42文字目, ホの1行目不開示部分, 2行目29文字目	新たに開示			
2	資料一 覧	3	①不開示部分全て(8行目17文字目ないし21文字目及び②を除く。)		○	○	19行目, 21行目ないし24行目及び26行目の不

				開示部分			
		4	② 8行目13文字目ないし16文字目, 9行目10文字目ないし26文字目, 11行目4文字目ないし12文字目及び17文字目ないし23文字目, 12行目8文字目ないし16文字目, 13行目10文字目ないし21文字目及び35行目2文字目ないし10文字目	○		○	
			③ 8行目17文字目ないし21文字目	新たに開示			
3	職歴関係資料等		-				
4	雇用保険被保険者資格取得情報等	5	2頁各種情報欄1行目23文字目ないし35文字目, 6行目23文字目ないし35文字目, 3頁ないし6頁の不開示部分		○	○	2頁各種情報欄1行目23文字目ないし35文字目, 6行目23文字目ないし35文字目, 3頁ないし6頁の事業所番号部分
5	厚生年金保険被保険者記録等		-				
6	聴取書 ①		-				

7	聴取書 ②	6	① 1 頁 2 行目 3 文字目 ないし 2 0 文字目, 3 行目 3 文字目, 4 文字 目, 4 行目 3 文字目な いし 1 4 文字目, 5 行 目 7 文字目, 9 文字 目, 1 1 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目, 6 行目 1 0 文字目ない し 1 4 文字目, 3 頁 1 6 行目	○			
		7	② 1 頁 8 行目ないし 3 頁 1 5 行目 (項番を除 く。)	○		○	
8	電話録 取書①	8	① 1 頁 2 行目不開示部 分, 2 頁 2 行目不開示 部分, 3 頁 2 行目不開 示部分, 4 頁 2 行目不 開示部分, 5 頁 2 行目 1 2 文字目ないし 3 行 目 1 3 文字目, 6 頁 2 行目 1 2 文字目ないし 3 行目 1 3 文字目, 2 3 文字目, 6 行目 5 文 字目, 7 頁 2 行目 1 2 文字目ないし 3 行目 1 3 文字目, 2 3 文字目 ないし 2 6 文字目, 8 頁 2 行目不開示部分, 9 頁 2 行目不開示部 分, 1 0 頁 2 行目 1 2 文字目ないし 3 行目 1 3 文字目, 1 1 頁 2 行 目 1 2 文字目ないし 3 0 文字目, 1 2 頁 2 行 目 1 2 文字目ないし 3 行目 1 3 文字目	○			

		9	②不開示部分全て（上記①を除く。）	○		○	
9	申立書		-				
1 0	聴取書 ③	1 0	① 1 頁 2 行目 3 文字目 ないし 1 7 文字目, 3 行目 3 文字目ないし 1 2 文字目, 4 行目 3 文 字目ないし 1 5 文字 目, 5 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字 目, 1 1 文字目, 1 3 文字目, 1 4 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字 目, 6 行目 1 1 文字目 ないし 1 3 文字目, 4 頁 2 行目, 5 頁 3 行目 ないし 6 行目, 印影部 分, 1 9 頁不開示部分	○			
		1 1	② 9 頁不開示部分, 1 6 頁不開示部分		○	○	
		1 2	③ 1 頁 8 行目ないし 4 頁 1 行目（項番を除 く）, 5 頁 7 行目ない し 8 頁の不開示部分	○		○	
1 1	聴取書 ④	1 3	① 1 頁 2 行目 3 文字目 ないし 2 1 文字目, 3 行目 3 文字目ないし 1 6 文字目, 4 行目 3 文 字目ないし 6 文字目及 び 8 文字目ないし 1 4 文字目, 5 行目 7 文字 目, 8 文字目, 1 0 文 字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 6 文字 目, 1 7 文字目, 6 行 目 1 0 文字目ないし 2 5 文字目, 6 頁 2 行目	○			

			1 2 文字目ないし 3 行目 7 文字目				
		1 4	② 1 頁 8 行目ないし 5 頁 6 行目不開示部分, 6 頁 5 行目ないし 9 行目不開示部分	○		○	
1 2	事業場 提出資料①	1 5	① 1 頁ないし 3 頁の不 開示部分 ( 2 頁 2 行目 ないし 3 行目, ③を除 く。)		○	○	
		1 6	② 4 頁, 5 頁担当者氏 名の不開示部分	○			
		1 7	③ 1 頁法人印影部分		○		
			④ 2 頁 2 行目ないし 3 行目	新たに開示			
1 3	事業場 提出資料②	1 8	① 不 開 示 部 分 全 て ( ②, ③を除く。)		○	○	
		1 9	② 5 頁個人名署名及び 印影部分	○			
		2 0	③ 1 頁法人印影部分		○		
1 4	事業場 提出資料③	2 1	① 不 開 示 部 分 全 て ( ②, ③を除く)		○	○	
		2 2	② 2 頁作成者氏名, 印 影, 所属部署及び連絡 先部分	○			
		2 3	③ 1 頁及び 2 頁法人及 び事業主印影部分		○		
1 5	事業場 提出資料④	2 4	① 不 開 示 部 分 全 て ( ②, ③を除く。)		○	○	
		2 5	② 1 頁作成者氏名, 印 影, 所属部署及び連絡 先部分	○			
		2 6	③ 1 頁法人及び事業主 印影部分		○		

1 6	事業場 提出資 料⑤	2 7	①不開示部分全て（② を除く。）		○	○	
		2 8	② 1 頁担当者所属情 報，職名，氏名，印 影，電話番号部分	○			
1 7	事業場 提出資 料⑥	2 9	①不開示部分全て（② を除く。）		○	○	
		3 0	② 1 頁作成者氏名，印 影，所属部署及び連絡 先部分	○			
1 8	事業場 提出資 料⑦	3 1	不開示部分全て		○	○	
1 9	電話録 取書② 等	3 2	① 不 開 示 部 分 全 て （②，③を除く。）		○	○	1 頁 2 行目 1 2 文字目ないし 2 7 文字 目， 2 頁 2 行 目 1 2 文字目 ないし 2 7 文 字目， 3 頁の 「事業場名 称」欄，「所 在地」欄， 「代表者」 欄， 5 頁不開 示部分
		3 3	② 1 頁 3 行目 3 1 文字 目ないし 3 3 文字目， 2 頁 2 行目 2 8 文字目 ないし 3 0 文字目， 3 頁作成者の所属部署， 連絡先，氏名及び個人 印影部分	○			
		3 4	③ 3 頁法人印影部分		○		
2 0	石綿に 関する	3 5	① 不 開 示 部 分 全 て （②，③を除く。）		○	○	1 頁の「事業 場名称」欄，

	報告書					<p>「事業場所在地」欄，「事業主の氏名」欄，「連絡先」欄，項目「1 審査請求人の雇用期間歴」欄，「2 審査請求人の所属事業場等について」欄及び「3 審査請求人の職種及び作業内容」のうち「（1）職種」欄の不開示部分，2 頁「（2）作業の内容」欄及び「4 審査請求人の使用していた工具及び機器について」欄の不開示部分，3 頁ないし 5 頁不開示部分並びに 8 頁 2 行目 1 5 文字目ないし 1 8 文字目</p>
		3 6	② 1 頁作成者の所属部署，個人氏名及び個人印影部分，8 頁 2 行目 1 9 文字目ないし 2 5 文字目	○		

		3 7	③ 1 頁, 4 頁法人及び 事業主印影部分		○		
2 1	電話録 取書③	3 8	①不開示部分全て(② を除く。)		○	○	1 頁目 3 行目 の不 開 示 箇 所, 1 0 行目 3 文字目ない し 1 4 行目最 終文字
		3 9	② 1 頁 4 行目ないし 7 行目の不 開 示 箇 所	○			
2 2	電話録 取書④	4 0	① 1 頁不 開 示 部 分 ( 1 8 行目 1 5 文字目ない し 1 8 文字目, ②及び ③を除く。)	○		○	6 行目, 7 行 目及び 1 8 行 目 1 9 文字目 ないし 2 4 文 字目
		4 1	② 1 頁 3 行目 2 3 文字 目ないし 2 5 文字目, 2 頁担当者氏名, 3, 4 頁第三者氏名及び印 影部分	○			
		4 2	③ 1 頁 2 行目 1 1 文字 目ないし 1 7 文字目, 2 頁事業場名, 郵便番 号, 住所, 電話, F A X 番号, 3 頁事業場 名, 現場名, F A X 番 号, 4 頁事業場名, 現 場名, F A X 番号, 5 頁事業場名, F A X 番 号, 6 頁不 開 示 部 分 全 て		○	○	1 頁 2 行目 1 1 文字目ない し 1 7 文 字 目, 2 頁事業 場名, 郵便番 号, 住所, 電 話, F A X 番 号, 3 頁事業 場名, F A X 番号, 4 頁事 業場名, F A X 番号, 5 頁 事業場名, F A X 番号
			④ 1 頁 1 8 行目 1 5 文 字目ないし 1 8 文字目	新たに開示			
2	電話録	4	①不 開 示 部 分 全 て ( ②	○		○	

3	取書⑤	3	を除く。)				
		4 4	② 1 頁 2 行目 1 1 文字 目ないし 2 1 文字目		○	○	
2 4	診断書 等	4 5	1 頁 医師署名, 印影部 分	○			署名部分
2 5	院内紹 介状等		-				
2 6	医療機 関資料 等①		-				
2 7	診療情 報提供 書等		-				
2 8	術後フ ローシ ート等		-				
2 9	肺機能 検査報 告書等		-				
3 0	医療機 関資料 等②	4 6	① 1 0 頁 6 行目ないし 8 行目	○		○	
			② 1 0 頁 2 行目最終文 字ないし 4 行目 3 0 文 字目	新たに開示			
3 1	意見書 ①	4 7	① 1 頁 印影部分	○			
			② 1 頁「依頼事項にか かる意見（検査成績 等）」欄の 7 行目及び 8 行目の不開示部分	新たに開示			
3 2	団体提 出資料 等	4 8	① 5 頁 9 行目 1 文字目 ないし 9 文字目, 1 0 行目ないし 1 7 行目不 開示部分, 6 頁 5 行目 ないし 1 1 行目不開示 部分	○	○	○	

		4 9	② 5 頁法人印影部分		○		
			③ 5 頁 1 行目ないし 8 行目の不開示部分（印影を除く。）	新たに開示			
3 3	履 歴 事 項 全 部 証 明 書 等①		-				
3 4	履 歴 事 項 全 部 証 明 書 等②		-				
3 5	閉 鎖 事 項 全 部 証 明 書		-				
3 6	履 歴 事 項 全 部 証 明 書 等③		-				
3 7	履 歴 事 項 全 部 証 明 書 等④		-				